

「いちご王国」でお出迎えプロモーション事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「いちご王国」でお出迎えプロモーション事業業務委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的及び背景

(1) 目的

新たな「いちご王国・栃木」戦略に基づき絶対的な「いちご王国・栃木」ブランドを確立するため、日本一のいちご産地として県産いちごの更なる発展に向けたプロモーションを展開する。

(2) 背景及び事業の考え方

これまでのプロモーションにより県内及び首都圏における「いちご王国・栃木」の認知度は大幅に向上した。この状況を受け、令和4年度「いちご王国」プロモーション推進委員会において、今後5年間は「みんなと創る新たな『いちご王国・栃木』」をキャッチコピーにプロモーションを展開することが決定され、さらに、新たな「いちご王国・栃木」戦略にも絶対的な「いちご王国・栃木」ブランドの確立のため本プロモーションの新展開が位置づけられた。

令和6年度は従来認知度向上を目的とした取組に加え、消費や来県を促進するプロモーションを前面に打ち出すこととしており、本事業では県外からの来県者に対していちごによるPRを行い、「いちご王国・栃木」のイメージ定着を図るとともに、県産いちごの購買意欲の向上を図る。

なお、本プロモーションは前年度に引き続き、20～30代の女性をメインターゲットに設定し、統一イメージであるピンク・赤・白を基調とした色調を用いて王国感を演出するものとする。

2 委託期間

契約締結日から令和7(2025)年3月21日(金)まで

3 業務内容

「いちご王国・栃木」お出迎え装飾

県外来県者の集客が見込まれる施設等に「いちご王国・栃木」にちなんだ装飾を行うこと。装飾は「いちご王国・栃木」を効果的にPRするための装飾物を製作するとともに、設置する施設との調整を行い来県者に対して「いちご王国・栃木」のイメージ定着を図ること。

なお、装飾場所や装飾物のデザインについては甲と協議の上、決定すること。

- (1) 場所：県外来県者の集客が見込まれる施設（6施設以上）
- (2) 期間：令和6（2024）年10月～令和7（2025）年3月（予定）

4 留意事項

(1) 「いちご王国」プロモーションの統一イメージ

本プロモーションでは、前年度に引き続き、20～30代の女性をメインターゲットに設定し、統一イメージであるピンク・赤・白を基調とした色調を用いて王国感を演出するとともに、

- 1 (1) 目的に示した趣旨に沿った統一感あるプロモーションを展開すること。
- (2) 企画提案書の記載内容
企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、装飾のイメージ、装飾のメンテナンス計画を記載すること。
- (3) その他
 - ア これまで訴求してきた各品種が持つイメージ（特性、ターゲット等）を踏襲したプロモーションとすること。
 - イ イベント等を実施する場合、農産物等を調達する際には関係団体と十分調整の上、連携を図るとともに、物流（配送）についても効率的な方法を検討するとともに、「いちご王国・栃木」及び県産いちごのブランド価値を損なうことのないよう、農産物等の品質等について十分留意すること。
 - ウ 事業の効果測定（広告換算金額の算定等）を必ず行うこと。

5 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅延なく、乙が提案した企画提案書を基に、装飾等の具体的な業務内容を甲と協議し、「実施計画書（任意様式）」を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、装飾実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルへ保存したメディア（DVD等）を甲に提出すること。
- (3) 乙は、業務委託完了後、本業務の実施内容を「実績報告書（任意様式）」として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (4) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

6 権利の帰属

委託業務の成果に関する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行すること

ができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。